

# 瑞穂町企業立地マッチング促進事業実施要綱

〔平成25年 7月17日〕  
告示第 128 号

## （目的）

第1条 この要綱は、町の区域内に事業所の新設を希望し、当該新設に適した土地についての情報を求めている企業（以下「立地希望企業」という。）と利用し得る土地についての情報を持つ不動産事業者等との連携を図ることにより、企業誘致の促進に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、瑞穂町企業誘致促進条例（平成23年条例第3号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業用地 事業所の用に供するため売却又は賃借を予定している土地をいう。

（2）企業立地コーディネーター 条例の趣旨を理解し、町が進める企業誘致の促進に協力する意思があり、及び第6条の規定により登録された者をいう。

## （取り扱う情報の範囲）

第3条 取り扱う情報の範囲は、事業所を新設するための土地の売買及び賃借に係る情報とする。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）事業所が都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令に抵触するもの

（2）事業所が瑞穂町都市計画マスタープラン等まちづくりの方針に合致しないもの

（3）その他町長が適当でないと認めるもの

## （要件）

第4条 企業立地コーディネーターの登録を希望する者（以下「申

請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)で定める宅地建物取引業者であること。
- (2) 次条に規定する登録申請をする日を基準として、納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税又は特別区税を完納していること。

(登録申請)

第5条 申請者は、瑞穂町企業立地コーディネーター登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業者免許証の写し
- (2) 前年度分の国税、都道府県税及び市町村税又は特別区税の納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(登録等の通知)

第6条 町長は、前条に規定する登録申請があったときは、その登録の可否を決定し、瑞穂町企業立地コーディネーター登録通知書(様式第2号。以下「登録通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(登録有効期間)

第7条 企業立地コーディネーターの登録有効期間は、登録の決定の日から5年間とする。

(登録申請書記載事項の変更)

第8条 企業立地コーディネーターは、登録申請書の記載事項に変更があったときは、瑞穂町企業立地コーディネーター登録申請書記載事項変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、企業立地コーディネーターが第4条に掲げる要件を満たさなくなったとき、その他企業立地コーディネーターとして適当でないと認められる事由が生じたときは、瑞穂町企業立地コーディネーター登録取消通知書(様式第4号)により登録を取

り消すことができる。

(辞退)

第10条 企業立地コーディネーターは、瑞穂町企業立地コーディネーター辞退届(様式第5号)を町長に提出することにより、企業立地コーディネーターを辞退することができる。

(情報提供の申請)

第11条 企業立地コーディネーターにより事業用地に係る情報の提供(以下「情報提供」という。)を受けようとする立地希望企業(以下「申請企業」という。)は、瑞穂町事業用地情報提供申請書(様式第6号。以下「提供申請書」という。)を町長に提出するものとする。

(情報提供の依頼)

第12条 町長は、提供申請書の提出があった場合で、当該提供申請書の内容が第3条に規定する範囲に適合すると認めるときは、申請企業の名称及び連絡先を秘匿した上で、瑞穂町事業用地情報提供依頼書(様式第7号。以下「依頼書」という。)により、求められている物件の概要を企業立地コーディネーターに送付するものとする。

(町長への情報提供)

第13条 依頼書を受けた企業立地コーディネーターは、瑞穂町事業用地情報提供書(様式第8号。以下「提供書」という。)により、町長に情報提供をしなければならない。この場合において、当該企業立地コーディネーターは、事業用地の売却又は賃借を予定している者と媒介契約を締結している者に限る。

2 町長は、前項の企業立地コーディネーターに対して媒介契約書の写しの提出を求めることができる。

(立地希望企業への情報提供)

第14条 町長は、提供申請書の提出があった日から3週間以内に、提供書により情報提供を受けた事業用地の情報について、その概要を瑞穂町事業用地概要通知書(様式第9号。以下「概要通知書」という。)により、申請企業に提供するものとする。

2 町長は、前項に規定する期間に前条第1項の情報提供が得られないときは、瑞穂町事業用地情報不適合通知書(様式第10号。

以下「不適合通知書」という。)により、申請企業に通知するものとする。

(情報提供の継続)

第15条 町長は、概要通知書又は不適合通知書により通知した申請企業から情報提供の希望があったときは、引き続き情報提供をすることができる。

(連絡調整)

第16条 概要通知書を受けた申請企業(以下「情報受領企業」という。)は、当該概要通知書に基づき、関心のある物件について、企業立地コーディネーターへ連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡以降の情報受領企業と企業立地コーディネーターとの間の具体的な調整について、町は関与しないものとする。

(状況報告)

第17条 情報受領企業は、概要通知書を受けてから3週間以内に、前条に規定する連絡調整の状況について、瑞穂町連絡調整状況報告書(様式第11号)により、町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第18条 企業立地コーディネーターは、第16条に規定する連絡調整の結果、情報受領企業が情報提供を受けた物件の売買契約を締結し、及び所有権を移転したとき、又は賃貸契約を締結したときは、瑞穂町企業立地コーディネーター実績報告書(様式第12号。以下「実績報告書」という。)に、当該物件に係る登記事項証明書の写し又は賃貸契約を締結したことが確認できる書類の写しを添付して町長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第19条 町、企業立地コーディネーター及び申請企業は、本事業の実施において知り得た情報を当該情報を提供した者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(町の責任)

第20条 町は、本事業による情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる契約について、一切の責任を負わない。

(委任)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条及び第 6 条に規定する企業立地コーディネーターの登録の手続について必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 2 6 日告示第 9 9 号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

3 この告示によって改正される瑞穂町告示の規定のほか、元号を改める政令 (平成 3 1 年政令第 1 4 3 号) の施行に伴って、改正を要する瑞穂町告示の規定がある場合には、速やかに所要の手続を行うものとする。この場合において、当該改正を要する瑞穂町告示の規定は、当該手続を行うまでの当分の間、読替え、修正その他所要の措置を講じ、なおその効力を有する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 9 日告示第 5 5 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の瑞穂町企業立地マッチング促進事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に登録の申請がされた企業立地コーディネーターの登録有効期間について適用し、施行の日前に登録の申請がされた企業立地コーディネーターの登録有効期間については、なお従前の例による。